

8月中に
開始予定!

龍江地区の 有償運送サービスの 利用者を募集します

福祉有償運送サービスとは?

単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であり、要介護認定や障がい者手帳の交付を受けている方などを対象に飯田市社会福祉協議会の車両を使用して目的地まで送迎する支え合いの取り組みです。送迎は有料で、地区内の運転ボランティアが行います。

一人で病院まで行くのはちょっと大変だ…。

買い物に行きたいけれど、移動手段がないわ…。



以下の1～3に該当する方の送迎を運転ボランティアさんが行います!



有償移送サービスのお申込みをできる方

単独でバスやタクシーに乗ることが困難と確認された方で※、

1. 要介護認定又は要支援認定を受けている方
2. 身体障がい者手帳の交付を受けている方
3. 療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている方

利用登録にはケアマネージャー等の確認が必要です!

ご家族にご相談の上、下記の手順でお申込みください!

①

ケアマネージャー等※
に相談

※相談先については裏面の表をご確認ください



②

ケアマネージャー等※に
「移動の困難さについての確認書」を記入してもらう

※記入依頼先については裏面の表をご確認ください



③

利用希望者は
「利用登録申込書」
「誓約書」の記入



④

すべての書類を
龍江自治振興センターに提出

※介護保険証又は障害者手帳等の写しを添付してください。

※後日利用案内の通知をお送りします。

※利用登録に関する書類の様式は龍江自治振興センターにあります

裏面あり

対象者ごとの相談先

対象者の状況によって、相談先及び「移動の困難さについての確認書」の記入依頼先が異なってきます。

下の表をご確認いただき、該当する機関にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

要介護認定を受けている方	ご利用の介護保険サービスの担当ケアマネージャー
要支援認定を受けている方	地域包括支援センターのケアマネージャー (龍江地区在住の場合は、「かわじ地域包括支援センター」)
身体障がい者手帳の交付を受けている方	飯田市役所福祉課障害福祉係
療育手帳の交付を受けている方	飯田市役所福祉課障害福祉係
精神障がい者手帳の交付を受けている方	飯田市役所福祉課障害福祉係

※障害者手帳の交付と要介護認定の両方を受けている場合は、まずは担当ケアマネージャーにご相談ください。

※介護認定の更新の際などにも引き続きこの事業の利用対象となるかについての確認が必要ですので、この事業の利用についてはあらかじめ必ず各相談先にご連絡をお願いします。

利用について（利用登録が済んだ方からご案内いたします）

利用日時：月曜日～金曜日 9：00～17：00（原則祝日を除く）

利用方法：利用希望日の3営業日前までに電話等にて予約
予約は龍江自治振興センターまで

利用料金：1時間あたり500円

行き先：原則は飯田下伊那圏内
※買い物、通院、観光など。特に限定されません。



各種お問合せ先

○かわじ地域包括支援センター TEL:0265-27-6052

○飯田市役所福祉課障害福祉係 TEL:0265-22-4511

お申し込み先

○龍江自治振興センター

TEL:0265-27-3004